

病院感染管理指針

1. 医療関連感染対策の目的

この指針は、医療関連感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生の適切な対応など独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター（以下「当院」という。）における医療関連感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

病院における医療関連感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要である。このため、医療関連感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供できるように努める。

3. 医療関連感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

(1) 院長のもとに院内各部門の代表を構成員として組織する「院内感染対策委員会」は、毎月1回定期的に会議を開催して医療関連感染予防対策の策定と推進を行う。また、緊急時は、臨時に同委員会を開催する。

(2) 安全管理部門の中に感染管理室を設け、感染制御医師と感染管理認定看護師をコアメンバーとする「感染対策チーム（以下ICT）」が組織され、次の業務を行い感染対策の実務を行う。

- ①感染対策に関するサーベイランス
- ②感染に関する啓発および研修の企画
- ③感染防止のためのガイドライン、マニュアルの定期的な整備と職員への周知徹底
- ④感染症が発生した場合の速やかな調査および対策、全職員への周知徹底
- ⑤職員、患者に対する感染対策の広報
- ⑥地域医療機関と連携し年4回のカンファレンスへの参加

(3) 各部署にリンクナース（看護部感染委員会メンバー）を置き、感染対策を円滑に実施する。

4. 医療関連感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本方針

病院職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年2回行うほか、必要に応じて行う。

5. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

医療関連感染の発生の予防およびまん延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、週一回毎に「感染情報レポート」として病院職員に周知するほか、必要に応じてリアルタイムな情報の共有に努める。

6. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告する。なお、感染症患者とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）に規定されている対象疾患や医療関連感染の恐れのあると判断される者すべてをいう。

(1) 感染症患者が発生した場合は、担当医または看護師長からICTに報告するとともに「感染症発生報告書」を提出する。報告を受けたICTは適切な感染対策を講じ周知徹底させる。

(2) 感染症患者の発生の緊急時（重大な医療関連感染等の発生）には、担当医または看護師長からICTに、直ちに報告を行い、報告を受けたICTは速やかな対策を講じ周知徹底させる。

7. 患者等に関する指針の閲覧に関する基本方針

医療関連感染対策指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努める。

平成26年4月1日策定

平成29年2月1日改訂

平成30年3月30日改訂